

議案第24号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成22年2月18日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

新宿六丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2 東京都市計画新宿六丁目地区地区計画の項を次のように改める。

東 京 都 市 計 画 新 宿 六 丁 目 地 区 区	計 画 図 に 表 示 す る 複 合 地 区 1	1 法別表 第2(へ)項に掲 げる建築 物 2 風俗営 業等の規 制及び業 務の適正 化等に関 する法律 第2条第 6項から	10分の30	1,000平 方メート ル	計画図に 表示する 壁面の位 置の制限 を定める 部分に面 する敷地 上の建築 物につい て、建築 物の外壁 又はこれ に代わる	30メート ル。ただ し、建築 基準法施 行令第2 条第1項 第6号口 に定める 高さとし る。		
--	---	---	--------	---------------------	--	---	--	--

地区計画		第9項までに規定する営業の用途に供する建築物		柱の外表面は、計画図に示す壁面の位置まで	
	計画図に表示する住宅A地区	<p>1 法別表第2(ヘ)項に掲げる建築物。ただし、建築物に附属する自動車車庫は除く。</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項から第9項までに規定する営業の用途に供する建</p>	3,000 平方メートル。ただし、法第86条の規定を適用する場合は、当該1団地を1の敷地とみなす。		138メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号口に定める高さとする。

	建築物		
計 画 図 に 表 示 す る 文 化 ・ 教 育 地 区 1		3,000 平 方メー トル	30メー トル。た だ し、建 築 基 準 法 施 行 令 第 2 条 第 1 項 第 6 号 口 に 定 め る 高 さ と す る。
計 画 図 に 表 示 す る 文 化 ・			45メー トル。た だ し、建 築 基 準 法 施 行 令 第 2 条 第 1 項 第 6 号 口 に 定 め る 高 さ と す る。

教育地区 2	計画図に表示する公園A地区					30メートル。ただし、建築基準法施行令第2条第1項第6号口に定める高さとする。		
-----------	---------------	--	--	--	--	---	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。